

スモールコンセッションの推進方策に関する検討会 設置要領

(名称)

第1条 この検討会は、スモールコンセッションの推進方策に関する検討会（以下「検討会」という。）という。

(目的)

第2条 スモールコンセッションの推進方策について検討することを目的とする。

(構成員)

第3条 検討会の構成員は、別紙のとおりとする。

- 2 構成員の任期は令和6年3月31日までとし、再任を妨げない。
- 3 構成員が欠けた場合における補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第4条 検討会に座長を置く。

- 2 座長は、事務局の推薦及び委員の確認により定める。
- 3 座長は、検討会の議長となり、議事の進行にあたる。
- 4 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 2 検討会の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 検討会は、必要に応じて、構成員以外の関係者を出席させることができる。
- 4 検討会については、素直かつ自由な意見交換を確保するため、原則として公開しない。議事概要については、発言者を明示しない形で作成し、出席者の確認を受けた上で公開をする。

(庶務)

第6条 検討会等の庶務は、総合政策局社会資本整備政策課が行う。

(その他)

第7条 以上に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要領は、令和5年11月14日から施行する。